

岐阜県公報

号外(二) 平成二十七年 四月 一日

目次

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則	(同)	一三
岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則等の一部を改正する規則	(同)	一三
岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一四
訓令 甲		
附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令	(人 事 課)	一四
岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	一四
岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令	(同)	一五

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十八号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表防災課の項の前に次のように加える。

地域スポーツ課	岐阜市駐在の職員
競技スポーツ課	岐阜市駐在の職員

別表恵那保健所の項の次に次のように加える。

希望が丘学園	全職員
--------	-----

別表希望が丘学園の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「歯科技工士国家試験委員」を削り、「岐阜県教職員保健審査委員会」を

「岐阜県教職員保健審査委員会」を削り、「岐阜県いじめ防止等対策審議会委員」に改め、「岐阜県いじめ防止等対策審議会委員」を削る。

本則第二号の表を次のように改める。

区 分	金 額
浄書業務専門職	月額 二〇二、八〇〇円
広報業務専門職	月額 一八一、九〇〇円
報道業務専門職	月額 一八一、九〇〇円
障がい者就労支援オフィススマネージャー	月額 二〇八、七〇〇円
職員研修業務専門職	月額 一八一、九〇〇円
行政相談事務専門職	月額 一三三、七〇〇円
公益法人検査専門職	月額 一八一、九〇〇円
情報公開・個人情報・業務案内専門職	月額 一八一、九〇〇円
法務・情報公開課法務顧問	年額 一、二〇〇、〇〇〇円

文書審査専門職	月額 一八一、九〇〇円
学芸業務専門職	月額 二〇一、八〇〇円
文書整理専門職	月額 一八一、九〇〇円
非常勤健康管理医	月額 一五九、四〇〇円
公務災害認定補償業務専門職	月額 一八一、九〇〇円
税務事務専門職	月額 二二二、一〇〇円
警備業務専門職	月額 一八一、九〇〇円 （深夜の割増賃金を含む）
庁舎管理業務専門職	月額 一八一、九〇〇円
県有財産管理事務専門職	月額 一八一、九〇〇円
認定・旅費業務専門職	月額 一八一、九〇〇円
清流の国ぎふ広報業務専門職	月額 一八一、九〇〇円
叙勲事務専門職	月額 二二四、五〇〇円
選挙長	日額 一〇、六〇〇円
選挙分会長	日額 一〇、六〇〇円
審査分会長	日額 一〇、六〇〇円
選挙立会人	日額 八、八〇〇円
審査分会立会人	日額 八、八〇〇円

防災通信業務専門職	月額	一八二、九〇〇円
国民保護協議会幹事	日額	一〇、〇〇〇円
防災指導専門職	月額	一八一、九〇〇円
防災施設管理専門職	月額	一八一、九〇〇円
防災会議幹事	日額	一〇、〇〇〇円
予保安許認可事務専門職	月額	一八一、九〇〇円
消防学校非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
ボイラー等管理業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
学校用務専門職	月額	一八一、九〇〇円
宗教法人業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
NPO施策推進専門職	月額	一八一、九〇〇円
在住外国人行政相談員	月額 又は勤務一時間につき	二四七、七〇〇円 二、〇〇〇円
地域の絆 <small>きずな</small> づくり支援専門職	月額	二〇九、四〇〇円
浄化槽管理指導専門職	月額	一八一、九〇〇円
廃棄物監視指導専門職	月額	二五五、二〇〇円
廃棄物対策業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
埋立適正化推進員	月額	一八一、九〇〇円
自然保護員	月額	一八一、九〇〇円
生物多様性業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
乗鞍環境パトロール員	月額	二四六、〇〇〇円
私立学校助成業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
被害青少年相談員	月額 又は日額	二〇一、八〇〇円 一〇、〇〇〇円
青少年育成専門職	月額	二〇一、八〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)
青少年育成推進指導員	年額	一一、〇〇〇円
立入調査員	年額	一一、〇〇〇円
美術館顧問	年額	九六七、〇〇〇円
美術館館長	年額	五、九二六、八〇〇円
美術館学芸統括兼副館長	月額	三六八、八〇〇円
美術館学芸業務専門職	月額	二〇一、八〇〇円
美術館普及業務専門職	月額	二〇一、八〇〇円
美術館管理業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
現代陶芸美術館顧問	年額	六〇〇、〇〇〇円

現代陶芸美術館館長	月額	五三〇、二〇〇円
現代陶芸美術館副館長	月額	四二一、七〇〇円
現代陶芸美術館学芸業務専門職	月額	二〇一、八〇〇円
現代陶芸美術館管理業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
人権啓発指導員	月額	二〇九、四〇〇円
統計調査員	日額	六、八八〇円
統計調査指導員	日額	六、九三〇円
消費生活専門職	月額	一八一、九〇〇円
県民生活相談員	月額	一三三、七〇〇円
消費生活相談員	月額	一三三、九〇〇円
消費生活主任相談員	月額	一三三、九〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	日額	一三、五〇〇円
社会福祉法人指導監査専門職	月額	一八一、九〇〇円
保健所非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
非常勤診療放射線技師	日額	七、八〇〇円
衛生環境技術指導員	月額	二六四、一〇〇円
衛生検査業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
環境検査業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
メディカルアドバイザー	日額	一三、七〇〇円
医療安全相談員	月額	二〇一、八〇〇円
衛生関係統計調査・医療従事者免許事務専門職	月額	一八一、九〇〇円
医療勤務環境改善推進員	月額	二〇一、八〇〇円
看護職員免許事務専門職	月額	一八一、九〇〇円
衛生専門学校非常勤講師	月額	二六四、一〇〇円
衛生専門学校実習指導教員	月額	二六四、一〇〇円
看護専門学校非常勤講師	月額	二六四、一〇〇円
看護専門学校実習指導教員	月額	二六四、一〇〇円
下呂看護専門学校施設管理業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
医学生修学資金管理専門職	月額	一八一、九〇〇円
希望が丘学園非常勤医師	勤務一時間につき 五、八〇〇円	
希望が丘学園宿日直業務非常勤医師	勤務一回につき 三、五〇〇円 (深夜の割増賃金を含む) ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該時間の半額	

身体障害者更生相談所施設管理専門職	月額	一八一、九〇〇円
身体障害者手帳交付事務専門職	月額	一八一、九〇〇円
補装具業務専門職	月額	二〇一、八〇〇円
発達障害者支援センター発達相談員	月額	一三二、五〇〇円
発達障害者支援センター相談支援員	月額	二〇九、四〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	日額	一三、七〇〇円
国民健康保険医療給付専門指導員	月額	二二三、九〇〇円
地域福祉国保課非常勤医師	月額	二四九、七〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	日額	一一、八〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
援護事務専門職	月額	一八一、九〇〇円
生活保護法施行事務監査専門職	月額	一八一、九〇〇円
就労支援員	月額	一八一、九〇〇円
生活保護面接相談員	月額	二〇一、八〇〇円
戦傷病者相談員	月額	二五、一〇〇円
戦没者遺族相談員	年額	二五、一〇〇円
子育て支援企業発掘・指導専門職	月額	一八一、九〇〇円
男女共同参画プラザ管理運営専門職	月額	一八一、九〇〇円
男女共同参画プラザ相談専門職	月額	一八一、九〇〇円
結婚支援業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
児童保護措置費負担金債権管理専門職	月額	一八一、九〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
児童心理相談員	月額	二〇九、四〇〇円
家庭支援子ども電話相談員	月額	二〇一、八〇〇円
要保護児童対応専門職	月額	二二三、九〇〇円
子ども相談センター保健指導専門職	月額	二〇九、四〇〇円
子ども相談センター施設業務専門職	月額	二〇一、八〇〇円
児童虐待対応専門職	月額	二〇一、八〇〇円
児童虐待対応強化専門職	月額	二〇一、八〇〇円
里親対策専門職	月額	二〇一、八〇〇円
児童相談派遣専門職	月額	二〇一、八〇〇円
児童相談派遣専門職	月額	二〇一、八〇〇円

一時保護児童学習指導専門職	月額	二〇二、八〇〇円
心理判定業務専門職	月額	二〇二、八〇〇円
女性相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
女性支援電話相談員	月額	一八二、九〇〇円
女性心理相談員	月額	二〇二、八〇〇円
女性相談員	月額	二〇九、四〇〇円
女性支援業務専門職	月額	一八二、九〇〇円
同伴児童指導員	月額	一八二、九〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
わかあゆ学園非常勤栄養士	月額	七二、五〇〇円
わかあゆ学園施設業務専門職	月額	二〇二、八〇〇円 （深夜の割増賃金を含む）
わかあゆ学園調理業務専門職	月額	一八七、五〇〇円
わかあゆ学園家庭支援専門相談員	月額	二〇二、八〇〇円
ひとり親自立支援員	月額	一八二、九〇〇円
組合指導業務専門職	月額	一八二、九〇〇円
産業労働業務専門職	月額	一八二、九〇〇円
資金融資業務専門職	月額	一八二、九〇〇円
地域雇用対策専門職	月額	一八二、九〇〇円
障がい者雇用アドバイザー	日額	一〇、五〇〇円
障害者職業訓練コーディネーター	日額	七、九一八円
産業人材育成コーディネーター	日額	七、八六〇円
県外流出防止業務専門職	月額	一八二、九〇〇円
企業立地専門職	月額	一八二、九〇〇円
依頼試験等業務専門職	月額	一八二、九〇〇円
研究開発推進専門職	月額	三三三、五〇〇円
産業技術指導員	月額	二六四、一〇〇円
セラミックス技術指導員	月額	二六四、一〇〇円
向上訓練推進専門職	月額	一八二、九〇〇円
職業訓練指導専門職	月額	二二三、六〇〇円
職業能力開発校施設管理業務専門職	月額	一八二、九〇〇円 （深夜の割増賃金を含む）
職業能力開発校講師	勤務一回につき	三、九五〇円
国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校非常勤講師	勤務一回につき	一六、五〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤講師	勤務一回につき	三四、〇〇〇円

水産技術専門職	月額 一八六、六〇〇円	水産管理業務専門職	月額 一八一、九〇〇円	酪農管理業務専門職	月額 一八一、九〇〇円	鶏舎管理業務専門職	月額 一八一、九〇〇円	畜産管理業務専門職	月額 一八一、九〇〇円	畜産技術指導員	月額 一八六、六〇〇円	農業技術指導員	月額 一八六、六〇〇円	圃場等管理業務専門職	月額 一八一、九〇〇円	岐阜県競馬管理専門職	月額 六〇六、五〇〇円	旅券事務専門職	月額 一八一、九〇〇円	観光物産アドバイザー	月額 二二四、五〇〇円	観光情報アドバイザー	月額 一八一、九〇〇円	技術支援専門職	月額 二六三、二〇〇円	情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	月額 二〇一、八〇〇円	情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	月額 一三二、五〇〇円	情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員	月額 二七九、一〇〇円	情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	月額 二六三、二〇〇円
土地改良登記事務専門職	月額 一八一、九〇〇円	土地改良事業許可業務専門職	月額 一八一、九〇〇円	鳥獣被害対策専門指導員	月額 一八一、九〇〇円	国有財産管理人	勤務一回につき 四、六〇〇円	農地転用業務専門職	月額 一八一、九〇〇円	国有農地事務専門職	月額 一八一、九〇〇円	家畜保健衛生業務専門職	月額 二七五、六〇〇円	病害虫防除員	日額 二、〇〇〇円	国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	月額 一八一、九〇〇円	国際園芸アカデミー非常勤講師	勤務一回につき 三二、〇〇〇円	農業大学校家畜飼育業務専門職	月額 一八一、九〇〇円	農業大学校生等就業支援専門職	月額 一三三、七〇〇円	農業大学校施設管理業務専門職	月額 一八一、九〇〇円 む(深夜の割増賃金を含)	農業大学校非常勤医師	日額 一三、七〇〇円	農業大学校非常勤講師	月額 一三三、七〇〇円 又は勤務一回につき 六、一〇〇円	水産管理業務専門職	月額 一八一、九〇〇円		

土地改良用地事務専門職	月額	一八二、九〇〇円	土地改良等事業紛争仲裁委員	日額	一〇、〇〇〇円
土地改良技術業務専門職	月額	一八二、九〇〇円	登記事務専門職	月額	一八二、九〇〇円
多面的機能支払交付金等事務専門職	月額	一八二、九〇〇円	土木技術専門職	月額	一八二、九〇〇円
森林地理情報処理業務専門職	月額	一八二、九〇〇円	用地事務専門職	月額	一八二、九〇〇円
森林管理指導専門職	月額	一八二、九〇〇円	道路通行規制管理員	年額	三〇、〇〇〇円
林業技術専門職	月額	一八二、九〇〇円	道路管理業務専門職	月額	二二二、九〇〇円
森林文化アカデミー学長	七、年額	一三三、二〇〇円	特殊車両通行許可事務専門職	月額	一八二、九〇〇円
森林文化アカデミー非常勤講師	勤務一回につき	三三、〇〇〇円	排水機管理専門職	月額	一八二、九〇〇円
森林文化アカデミー施設業務専門職	月額	一八二、九〇〇円	河川施設管理専門職	月額	一八二、九〇〇円
森林文化アカデミー短期技術研修等専門職	月額	一八二、九〇〇円	ダム施設管理専門職	月額	一八二、九〇〇円
サポートセンター専門職	月額	一八二、九〇〇円	ひ門管理員	月額	一八二、九〇〇円
林木育種事業地管理業務専門職	月額	一八二、九〇〇円			
公有林契約事務専門職	月額	一八二、九〇〇円			
公有林現地管理専門職	月額	一八二、九〇〇円			
建設業事務専門職	月額	一八二、九〇〇円			
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額	一〇、〇〇〇円			

排水機場操作員	勤務一時間につき 二、一〇〇円
ひ門等操作員	勤務一時間につき 一、一〇〇円
土地価格審査専門職	日額 一〇、〇〇〇円
国土調査・土地取引調査事務専門職	月額 一八、九〇〇円
構造計算専門員	日額 三、五〇〇円
建築構造専門委員	日額 一〇、〇〇〇円
建築事務専門職	月額 一八、九〇〇円
宅建業務専門職	月額 一八、九〇〇円
公有地化推進専門職	月額 一八、九〇〇円
会計審査事務専門職	月額 一八、九〇〇円
議会警備業務専門職	月額 一八、九〇〇円 （深夜の割増賃金を含む）
監査業務専門職	月額 一八、九〇〇円
労働関係紛争あつせん員	日額 一〇、〇〇〇円
奨学金業務専門職	月額 一八、九〇〇円
教職員健康管理医	年額 四七、〇〇〇円
学校非常勤医師	月額 一〇、〇〇〇円
県立学校非常勤講師	勤務一回につき 五、六五〇円
市町村立定時制高等学校非常勤講師	勤務一回につき 四、三五〇円
公立幼稚園新規採用教員研修指導員	勤務一時間につき 二、八〇〇円
市町村立小中学校非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円
県立学校業務専門職	月額 一八、九〇〇円
県立学校事務専門職	月額 一八、九〇〇円
県立学校実習補助専門職	月額 一八、九〇〇円
県立学校介護専門職	月額 一八、九〇〇円
給食業務専門職	月額 一八、九〇〇円
教育支援相談員	月額 二〇、八〇〇円
外国語指導助手（平成二十四年三月三十一日以前に採用された者）	月額 三〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該金額に加算した額
外国語指導助手（平成二十四年四月一日以後に採用された者）	月額 三三、〇〇〇円
スクールカウンセラー	勤務一時間につき 五、〇〇〇円
スクールソーシャルワーカー（スーパーバイザー）	勤務一時間につき 五、〇〇〇円
スクールソーシャルワーカー	勤務一時間につき 三、五〇〇円
スクール相談員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円

いじめ問題電話相談業務専門職	月額	二〇一、八〇〇円
教育相談業務専門職	月額	二〇一、八〇〇円
外国人児童生徒適応指導員	勤務一時間につき	二、〇〇〇円
通訳支援員	勤務一時間につき	二、〇〇〇円
キャリア教育アドバイザー	勤務一時間につき	二、〇〇〇円
就学支援業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	日額	一〇、〇〇〇円
特別天然記念物カモシカ巡視員	日額	四、四〇〇円
文化財保護巡視員	日額	二、一〇〇円
家庭教育推進専門職	月額	二二三、九〇〇円
図書館司書業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
図書館教育普及業務専門職	月額	二〇一、八〇〇円
図書館管理業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
高山陣屋学芸業務専門職	月額	二〇一、八〇〇円
高山陣屋説明専門職	月額	一九四、三〇〇円
高山陣屋管理業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
高山陣屋警備業務専門職	月額 （深夜の割増賃金を含む）	一八一、九〇〇円
博物館学芸業務専門職	月額	二〇一、八〇〇円
博物館管理業務専門職	月額	一八一、九〇〇円
学校医	年額	三七七、〇〇〇円
学校歯科医	年額	三七七、〇〇〇円
学校薬剤師	年額	一五三、〇〇〇円
総括警察安全相談員	月額	三四一、四〇〇円
警察安全相談員	月額	二四三、〇〇〇円
警察情報公開窓口専門職	月額	二二三、一〇〇円
警察職員健康管理医	月額	一五九、四〇〇円
警察精神保健相談非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
警察非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
総括スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザー	月額	三四一、四〇〇円
スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザー	月額	二二三、一〇〇円
地域安全巡回指導教育専門職	月額	一九四、三〇〇円
銃砲等行政指導専門職	月額	二二三、一〇〇円
MSリーダーズ支援アドバイザー	月額	二二三、一〇〇円
少年相談総括アドバイザー	月額	三四一、四〇〇円

少年相談アドバイザー	月額 二二三、一〇〇円
交番相談員	月額 二二三、一〇〇円
捜査情報分析事務専門職	月額 二二三、一〇〇円
手口業務専門職	月額 二二三、一〇〇円
知能犯情報分析事務専門職	月額 二二三、一〇〇円
被害回復・社会復帰アドバイザー	月額 二二三、一〇〇円
DNA型鑑定業務支援専門職	月額 二二三、一〇〇円
外国人交通安全教育指導員	月額 二〇一、八〇〇円
交通安全教育専門職	月額 一八一、九〇〇円
放置違反金徴収専門職	月額 二二三、一〇〇円
交通聴聞専門職	月額 三四二、四〇〇円
取消処分者講習専門職	月額 二〇一、八〇〇円
初心運転者講習専門職	月額 二〇一、八〇〇円
運転免許更新事務専門職	月額 一八一、九〇〇円
警察学校教育参与	月額 二二三、七〇〇円
警察術科指導専門職	月額 二二三、一〇〇円
食品安全相談員	月額 二六八、七〇〇円

契約事務専門職	月額 一八一、九〇〇円
会計事務専門職	月額 一八一、九〇〇円
秘書業務専門職	月額 一八一、九〇〇円
秘書・会計業務専門職	月額 一八一、九〇〇円
育児休業推進職	月額 二七九、二〇〇円
宿日直業務専門職	勤務一回につき、宿直にあつては九、二〇〇円(深夜の割増賃金を含む)、日直にあつては五、七五〇円 ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、三、七〇〇円
翻訳・通訳専門職	月額 二四七、七〇〇円
国際交流員(平成二十四年三月三十一日以前に採用された者)	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該金額に加算した額
国際交流員(平成二十四年四月一日以後に採用された者)	月額 三三〇、〇〇〇円
調理業務専門職	月額 一八七、五〇〇円

備考

1 表中報酬の額が月額で定められている者について月額により難い特別の事情がある場合は、当該月額との権衡を考慮して日額で報酬の額を別に定めることができる。

2 表中報酬の額が月額、日額又は勤務一時間ごとの額で定められている者について正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合その他の特別の事情がある

場合は、知事が別に定めるところにより、報酬の額を増額して支給することができる。

3 叙勲事務専門職及び観光物産アドバイザーには、知事が別に定めるところにより、報酬月額を増額することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

区 分	定 数
知事直轄組織	三七人
総務部	四三八人
清流の国推進部	九七人
危機管理部	五九人
環境生活部	二五五人
健康福祉部	七八七人
商工労働部（情報科学芸術大学院大学を除く。）	三三一人
農政部	七二六人
林政部	二五六人

県土整備部 五九一人

都市建築部（企業会計職員を除く。） 一五二人

出納事務局 計 三五人

情報科学芸術大学院大学 計 三、七六四人

都市建築部（企業会計職員に限る。） 二九人

計 六五人

計 九四人

計 三、八五八人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

（岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正）
第一条 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育長の項中「教育長」を「副教育長」に改める。

（岐阜県予算編成執行規則の一部改正）

第二条 岐阜県予算編成執行規則（昭和二十八年岐阜県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「教育長」を「副教育長」に改める。

（岐阜県公有財産規則の一部改正）

<p>第三条 岐阜県公有財産規則（昭和三十九年岐阜県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十八条第一項第一号及び同条第二項の表教育長の項中「教育長」を「副教育長」に改める。</p> <p>（岐阜県土地開発基金管理規則の一部改正）</p> <p>第四条 岐阜県土地開発基金管理規則（昭和四十四年岐阜県規則第百号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一号中「教育長」を「副教育長」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成二十七年四月一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県規則第二十二号</p> <p>岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成七年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則中「高原剛副知事」を「藤野琢巳副知事」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成二十七年四月一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令第第九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表岐阜県消防・医療連携協議会の部委員の項及び岐阜県メディカルコントロール協議会の部委員の項中、「消防課長、医療整備課長」を削り、同表歯科技工士国家試験委員の部を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>岐阜県訓令第第七号</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>岐阜県訓令第第七号</p> <p>岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成二十七年四月一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>岐阜県副知事の担任事務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第一号口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。</p> <p>口 県政の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>第一条第二号中「高原剛副知事」を「藤野琢巳副知事」に改め、同号イ中「限る。」（「</p>
<p>岐阜県訓令第第六号</p> <p>訓 令 甲</p> <p>庁 中 一 般</p> <p>各 現 地 機 関</p>	<p>庁 中 一 般</p> <p>各 現 地 機 関</p>

の下に「清流の国推進部（スポーツ振興に関する事項に限る。）」を、「危機管理部」の下に「防災情報通信システムに関する事項を除く。」を加え、「県土整備部」を「健康福祉部（子ども・女性局に限る。）、商工労働部」に改め、同号口中「教育委員会、」を削り、「収用委員会」を「労働委員会」に改め、同条第三号イ中「知事会及び地方分権に関する事項を除く。」を「秘書広報に関する事項に限る。」に改め、「清流の国推進部」の下に「(市町村行財政に関する事項に限る。)、危機管理部(防災情報通信システムに関する事項に限る。)」を加え、「商工労働部」を「(子ども・女性局を除く。)」に改め、「林政部」の下に「県土整備部」を加え、同号口中「選挙管理委員会」を「教育委員会、選挙管理委員会」に、「労働委員会」を「収用委員会」に改める。

第二条第一項第一号並びに第三条第二項及び第三項中「高原剛副知事」を「藤野琢巳副知事」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令

岐阜県宿日直規程（平成十一年岐阜県訓令甲第四十号）の一部を次のように改正する。
別表中「県土整備部を除く。」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社